

令和6年度 台東区社会福祉法人指導監査実施方針

令和6年5月2日
6台福福第199号

1 基本方針

社会福祉法人(以下「法人」)は、社会福祉事業の中心的な担い手であり、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人である。

そのため国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを主軸とする「社会福祉法人制度の見直し」を行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行された。

以上の経緯から台東区(以下「区」)は、法人が上記改正の趣旨を十分理解した上で、自主性・自律性を持った運営ができるよう、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査を実施する。

指導監査の実施においては、「経営組織に対するガバナンスの強化」、「法人運営の透明性の向上」及び「適正かつ公正な支出管理」といった制度改正事項の定着や法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置くこととする。

また、法人に対する実効性のある指導監査を実施するため、東京都や国との情報共有など必要な連携を行う。

以上を踏まえ、台東区社会福祉法人指導監査実施要領第3条の規定により、本方針を策定する。

2 指導監査の実施方法及び用語の定義

(1) 実地検査

ア 一般監査

社会福祉法人指導監査実施要綱第3項の規定に基づき、概ね3年に1回の頻度で実施する。

対象となる法人の事務所等実地において、事前提出書類や事務所等で保管している関係書類をもとに説明を求め面談方式で行うことを基本とする。

イ 特別監査

以下のいずれかに該当する場合に実施する。

(ア) 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないとき

(イ) 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき

(2) 集団指導講習会

前項の実地検査を効果的に行うため、法人運営や会計経理などの監査における確認事項や留意すべき事項を講習会形式で法人に周知する。

(3) 用語の定義

法人に対する指導、監査等についてこの方針においては「検査」と表記する。

3 一般監査の重点項目

(1)法人運営

ア 評議員

- ・適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ・要件を満たす者が選任されているか。

イ 評議員会

- ・法令に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- ・決議について、出席者数及び賛成者数が必要な数以上となっているか。
- ・適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

ウ 理事

- ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ・理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- ・理事長及び業務執行理事は、職務の執行状況を理事会に報告しているか。

エ 監事

- ・評議員会の決議により、要件を満たす者を監事に選任しているか。
- ・事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

オ 理事会

- ・法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- ・理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。
- ・決議について、出席者数及び賛成者数が必要な数以上になっているか。
- ・適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

カ 評議員及び役員(理事、監事)の報酬等

- ・評議員及び役員の報酬等は、報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(2)事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3)管理

ア 職員の任免が適正に行われているか。

イ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分、貸与又は担保に供していないか。

- ウ 理事長等の個人資産と法人資産とが混同されていないか。
- エ 経理規程に定めるところにより会計管理が適切に行われているか。
- オ 会計責任者と出納職員との兼務回避など、内部牽制が確立されているか。
- カ 関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。
また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。
- キ 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。
- ク 借入金の償還が確実になされているか。
- ケ 法人の関係者(評議員、理事等)に対して特別の利益を与えていないか。
- コ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

4 実施計画

(1)一般監査

ア 実施方法

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。また、実地でなくても確認できる内容については必要に応じて、法人の関係者を呼び出し、面談等により実施する方法及びオンライン等を活用した方法により確認を行う。

イ 実施単位

法人を単位として実施する。なお、当該法人監査と併せて、適宜各施設に係る検査を実施する。

ウ 班編成

原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査員により検査班を編成する。

エ 実施通知

実施通知は、原則として、あらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

オ 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日付雇児発0427第7号)に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

カ 特記事項

令和6年度より、台東区所轄法人のうち保育所を運営する法人については、事務効率化の観点から、教育委員会庶務課が実施する「子ども・子育て支援法」に基づく指導監査と同時に一体的に行うものとする。

(2)特別監査

ア 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

イ 実施単位、班編成、実施通知

運用については(1)一般監査に同じ。

(3)選定方針

ア 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

(ア)社会福祉法人指導監査実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

(イ)法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ)過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ)苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ)当該法人が運営する施設が検査の時期に当たる法人

5 関係団体等との連携

(1)東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(2)施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。